

第2 計画通知書

建基法第93条第4項の規定に基づく同法第18条第2項及び第4項の通知書（以下、「計画通知書」という。）は、次により取り扱うものとする。

1 計画通知書の受領等

（1）受領場所

「第1 確認申請書等」.1（1）に規定する場所とする。

（2）受領方法

「第1 確認申請書等」.1（2）に規定する方法とする。

（3）受領時間

「第1 確認申請書等」.1（3）に規定する時間とする。

（4）必要図書

建築物に関する計画資料一式（防火に関する規定の審査に必要な図書）

（5）受付方法

同意規程第9条に基づき、計画通知書に建築確認申請書等受付印を押印し、日付及び受付番号を記載するものとする。

（6）その他留意事項

ア 計画通知書は、消防専用図面一部のみの提出を求めるものとする。

イ 「第1 確認申請書等」.1（6）ウ.エ.オを準用すること。

2 計画通知書の審査期間

消防法第7条第2項に定める期限に準じて行うこと。

なお、期間の算定は、「第1 確認申請書等」.2を準用すること。

3 計画通知書における審査

「第1 確認申請書等」.3を準用すること。

4 計画通知書の審査における補正

「第1 確認申請書等」.4を準用すること。

5 計画通知書の処理

防火に関する規定への適合性が確認できた場合は、通知書（別紙5）に必要な事項を記載し、建築主事又は指定確認検査機関へ通知するものとする。また、あわせて消防用設備等関係通知書（「第1 確認申請書等」別紙3）についても送付するものとする。

なお、これらの通知は、電子メール等の手段により行うものとする。

6 電子申請

電子申請により受付する場合については、「第4 電子申請」に留意すること。

号
年 月 日

様

千葉市消防長

通知書

年 月 日付送付のあった下記の計画通知書に係る計画について、防火に関する規定に適合していますので、通知します。

記

1. 建築場所：
2. 名称：
3. 申請者：
4. 用途：消防法施行令 別表第1 第 項 （ ）
5. 規模・構造等： 造 地上 階 地下 階 延べ面積 m²

【消防管理情報】

1. 受付年月日： 年 月 日
2. 通知年月日： 年 月 日
3. 受付番号： 号

【指定確認検査機関等管理情報】

1. 受理年月日： 年 月 日
2. 指定確認検査機関等受付番号： 第 号